

協同組合ジャパンデザインプロデューサーズユニオン定款

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本組合は、組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行い、もって組合員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。

(名 称)

第2条 本組合は、協同組合ジャパンデザインプロデューサーズユニオンと称する。

(地 区)

第3条 本組合の地区は、北海道、宮城県、新潟県、茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、広島県、徳島県、高知県、福岡県及び鹿児島県の区域とする。

(事務所の所在地)

第4条 本組合は、主たる事務所を大阪市に、従たる事務所を京都市に置く。

(公告の方法)

第5条 本組合の公告は、本組合の掲示場に掲示してする。

(規 約)

第6条 この定款で定めるもののほか、必要な事項は規約で定める。

第2章 事 業

(事 業)

第7条 本組合は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 組合員のためにするデザインビジネスの共同開発
- (2) 組合員の行うデザインビジネス業務及びそれに関連する印刷又は製作物の設置の共同受注
- (3) 組合員のためにするデザインビジネスの保全業務

- (4) 組合員の行うデザインビジネス業務の調査及び販路開拓に必要な事業
- (5) 組合員の必要とする業務用品の共同購買
- (6) 組合員に対する事業資金の貸付け（手形の割引を含む。）及び組合員のためにするその借入れ
- (7) 株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策金融公庫、銀行、相互銀行、信用金庫、信用協同組合に対する組合員の債務の保証又はこれらの金融機関の委任をうけてする組合員に対するその債権の取立て
- (8) 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供
- (9) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4章の規定による労働保険事務組合としての業務
- (10) 組合員の福利厚生に関する事業
- (11) 前各号の事業に附帯する事業

第3章 組 合 員

(組合員の資格)

第8条 本組合の組合員たる資格を有する者は、次の各号の要件を備える小規模の事業者とする。

- (1) 環境に関するデザイン業務（環境デザイン・建築デザイン・インテリアデザイン・店舗デザイン・ディスプレイデザイン）または、プロダクトに関するデザイン業務（インダストリアルデザイン・パッケージデザイン・クラフト・テキスタイルデザイン・服飾デザイン）または、コミュニケーションに関するデザイン業務（サインデザイン・エディトリアルデザイン・グラフィックデザイン・広告宣伝・写真・イラストレーション・情報通信技術に関するデザイン）及びそのプロデュースを行う事業者であること
- (2) デザイン業務に関連して印刷又は製作物及び設備の設置を行う事業者であること
- (3) 組合の地区内に事業場を有すること

(加 入)

第9条 1. 組合員たる資格を有する者は、本組合の承諾を得て、組合に加入することができる。

2. 本組合は、加入の申込みがあったときは、理事会においてその諾否を決する。
(加入者の出資払込み及び加入手数料)

- 第 10 条 1. 前条第 1 項の承諾を得た者は、遅滞なく、その引き受けようとする出資の全額
の払込みをしなければならない。但し、持分の全部又は一部を承継することによ
る場合は、この限りでない。
2. 全項本文の加入者からは、加入手数料を徴収することができる。
3. 加入手数料の額は、総会において定める。

(相 続 加 入)

- 第 11 条 1. 死亡した組合員の相続人で組合員たる資格を有する者の 1 人が相続開始後 30
日 以内に加入の申出をしたときは、前 2 条の規定にかかわらず、相続
開始のとき に組合員になったものとみなす。
2. 前項の規定により加入の申出をしようとする者は、他の相続人の同意書を提出
しなければならない。

(自 由 脱 退)

- 第 12 条 1. 組合員は、あらかじめ組合に通知したうえで、事業年度の終りにおいて脱退
することができる。
2. 前項の通知は、事業年度の末日の 90 日前までに、その旨を記載した書面で
しなければならない。

(除 名)

- 第 13 条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員を除名することができる。この場合
において、本組合は、その総会の会日の 10 日前までに、その組合員に対しその
旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 長期間にわたって本組合の事業を利用しない組合員
- (2) 出資の払込み、経費の支払いその他本組合に対する義務を怠った組合員
- (3) 本組合の事業を妨げ、又は妨げようとした組合員
- (4) 本組合の事業の利用について不正の行為をした組合員
- (5) 犯罪その他信用を失う行為をした組合員

(脱退者の持分の払いもどし)

- 第 14 条 組合員が脱退したときは、組合員の本組合に対する出資額(本組合の財産が出資
の総額より減少したときは、当該出資額から当該減少額を各組合員の出資額に
応じて減額した額)を限度として持分を払いもどすものとする。但し、除名に
よる場合は、その半額とする。

(使用料又は手数料)

- 第 15 条 1. 本組合は、その行う事業について使用料又は手数料を徴収することができる。
2. 前項の使用料又は手数料の額は、規約で定める額を限度として、理事会で定める。

(経費の賦課)

- 第 16 条 1. 本組合は、その行う事業の費用(使用料又は手数料をもって充てるべきものを除く。)
に充てるため組合員に経費を賦課することができる。
2. 前項の経費の額、その徴収の時期及び方法その他必要な事項は、総会におい
て定める。

(出資口数の減少)

- 第 17 条 1. 組合員は、次の各号の一に該当するときは、事業年度の終りにおいてその出資
口数の減少を請求することができる。
(1) 事業を休止したとき
(2) 事業の一部を廃止したとき
(3) その他特にやむを得ない理由があるとき
2. 本組合は、前項の請求があったときは、理事会において、その諾否を決する。
3. 出資口数の減少については、第 14 条(脱退者の持分の払いもどし)の規定を
準用する。

(届 出)

(組合員名簿の作成、備置き及び閲覧等)

- 第 18 条 1. 本組合は、組合員名簿を作成し、各組合員について次に掲げる事項を記録する
ものとする。
(1) 氏名又は名称(法人組合員にあっては、名称及びその代表者名並びに資本金
の額又は出資の総額及び常時使用する従業員の数)及び住所又は居所

(2) 加入の年月日

(3) 出資口数及び金額並びにその払込みの年月日

- 2.本組合は、組合員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
- 3.組合員及び本組合の債権者は、本組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、組合員名簿の閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合においては、本組合は、正当な理由がないのにこれを拒むことができない。
- 4.組合員は、次の各号の一に該当するときは、7日以内に本組合に届け出なければならない。
 - (1) 氏名及び名称(法人組合員にあつては、名称及びその代表者名)又は事業を行う場所を変更したとき
 - (2) 事業の全部又は一部を休止し、若しくは廃止したとき
 - (3) 資本金の額又は出資の総額が5,000万円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が100人を超えたとき

(過怠金)

- 第19条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員に対し、総会の議決により、過怠金を課することができる。この場合において、本組合は、その総会の会日の10日前までに、その組合員に対してその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。
- (1) 第13条第2号から第4号までに掲げる行為のあった組合員
 - (2) 前条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした組合員

第4章 出資及び持分

(出資1口の金額)

第20条 出資1口の金額は、50,000円とする。

(出資の払込み)

第21条 出資は、一時に全額を払い込まなければならない。

(延滞金)

第22条 本組合は、組合員が使用料、手数料、経費、過怠金その他本組合に対する債務を履行しないときは、履行の期限の到来した日の翌日から履行の日まで年利

14.6%の割合で延滞金を徴収することができる。

(持分)

- 第23条 1.組合員の持分は、本組合の正味財産につき、その出資口数に応じて算定する。
2.持分の算定にあたっては、100円未満のは数は切り捨てるものとする。

第5章 役員、顧問及び職員

(役員の定数)

第24条 役員の定数は、次のとおりとする。

- (1) 理事 11人以上 14人以内
- (2) 監事 1人又は2人

(役員の任期)

第25条 1.役員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 理事 2年又は就任後において開催される第2回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間
- (2) 監事 2年又は就任後において開催される第2回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間
2. 補欠(定数の増加に伴う場合の補充を含む。)のため選出された役員の任期は、現任者の残任期間とする。
3. 理事又は監事の全員が任期満了前に退任した場合において、新たに選出された役員の任期は、第1項に規定する任期とする。
4. 任期の満了又は辞任によって退任した役員は、その退任により、前条に定められた理事又は監事の定数の下限の員数を欠くこととなった場合には、新たに選出された役員が就任するまでなお役員としての職務を行う。

(員外役員)

第26条 役員のうち、組合員又は組合員たる法人の役員でない者は、理事については2人、監事については1人をこえることができない。

(理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の職務)

第27条 1.理事のうち1人を理事長、2人を副理事長、1人を専務理事、2人を常務理事

とし、理事会において選任する。

2. 理事長は、本組合を代表し、本組合の業務を執行する。
3. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長が事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会において定めた順位にしたがいその職務を代理し、又は代行する。
4. 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐して本組合の常務を執行し、理事長及び副理事長がともに事故又は欠員のときはその職務を代理し、又は代行する。
5. 常務理事は、理事長、副理事長及び専務理事を補佐して本組合の常務を執行し、理事長、副理事長及び専務理事がともに事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会において定めた順位にしたがい、その職務を代理し、又は代行する。
6. 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事がともに事故又は欠員のときは、理事会において理事のうちからその代理者又は代行者 1 人を定める。

(監事の職務)

- 第 28 条 1. 監事は、いつでも、会計の帳簿及び書類の閲覧もしくは謄写をし、又は理事に対し、会計に関する報告を求めることができる。
2. 監事は、その職務を行うため特に必要があるときは、組合の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の忠実義務)

- 第 29 条 理事及び監事は、法令、定款及び規約の定め並びに総会の決議を遵守し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(役員の選挙)

- 第 30 条 1. 役員は、次に掲げる者のうちから、総会において選挙する。
- (1) 組合員又は組合員たる法人の役員であって、立候補し、又は理事会若しくは 3 人以上の組合員から推薦を受けた者
 - (2) 組合員又は組合員たる法人の役員でない者であって、理事会若しくは 3 人以上の組合員から推薦を受けた者
2. 役員選挙は、連記式無記名投票によって行う。
3. 有効投票の多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで当選人を定める。また、当選人が辞退したときは、次点者をもって当選人とする。

4. 第 1 項の規定による立候補者又は推薦を受けた者の数が選挙すべき役員の数を超えないときは、投票を行わず、その者を当選人とする。
5. 第 1 項の役員選挙を行うべき総会の会日は、少なくともその 20 日前までに公告するものとする。
6. 第 1 項の規定による立候補者又は候補者の推薦をした者は、総会の会日の 15 日前までに、立候補した旨又は被推薦者の氏名を本組合に届け出なければならない。

(役員の報酬)

- 第 31 条 役員に対する報酬は、総会において定める。

(顧問)

- 第 32 条 1. 本組合に、顧問を置くことができる。
2. 顧問は、学識経験のある者のうちから、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。

(職員)

- 第 33 条 1. 本組合に参事及び会計主任を置くことができる。
2. 参事及び会計主任の選任及び解任は、理事会において決する。

- 第 34 条 本組合に次の職員を置くことができる。

- (1) 主事若干名
- (2) 書記若干名

第 6 章 総会、理事会及び委員会

(総会の招集)

- 第 35 条 1. 総会は、通常総会及び臨時総会とする。
2. 通常総会は、毎事業年度終了後 2 月以内に、臨時総会は、必要があるときはいつでも、理事会の議決を経て、理事長が招集する。

(総会招集の手続)

- 第 36 条 1. 総会の招集は、会日の 10 日前までに到達するように、会議の目的たる事項及び

その内容並びに日時及び場所(当該総会の場所を定める場合に限り、当該場所に存しない組合員が当該総会に出席する方法を含む。)を記載した書面を各組合員に発してするものとする。また、通常総会の招集に際しては、決算関係書類、事業報告書及び監査報告を併せて提供するものとする。

- 2.前項の書面をもってする総会招集通知の発出は、組合員名簿に記録したその者の住所(その者が別に通知を受ける場所を本組合に通知したときはその場所)に宛てて行う。
- 3.第1項の規定による書面をもってする総会招集通知は、通常到達すべきであったときに到達したものとみなす。
- 4.本組合は、希望する組合員に対しては、第1項の規定による総会招集通知並びに決算関係書類、事業報告書及び監査報告の提供を電磁的方法により行うことができる。
- 5.前項の通知については、第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において、第2項中「総会招集通知の発出は」とあるのは、「総会招集通知の電子メールによる発出は」と、同項中「住所」とあるのは「住所(電子メールアドレスを含む。)」と読み替えるものとする。
- 6.電磁的方法について必要な事項は、規約で定める(以下同じ。)
- 7.第1項の規定にかかわらず、本組合は、組合員全員の同意があるときは招集の手続を経ることなく総会を開催することができる。

(書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使)

- 第37条 1.組合員は、前条の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行使することができる。この場合は、その組合員の親族もしくは常時使用する使用人又は他の組合員でなければ代理人となることができない。
- 2.代理人が代理する組合員の数、2人以内とする。

(総会の議事)

- 第38条 総会の議事は、中小企業等協同組合法(以下「法」という。)に特別の定めがある場合を除き、組合員の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の議長)

- 第39条 総会の議長は、総会ごとに、出席した組合員又は組合員たる法人の代表者のうちから選任する。

(緊急議案)

- 第40条 総会においては、出席した組合員(書面又は代理人により議決権又は選挙権を行使する者を除く。)が組合員の半数以上であり、かつ、出席した組合員の3分の2以上の同意を得たときに限り、第36条の規定によりあらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議決することができる。

(総会の議決事項)

- 第41条 総会においては、法又は定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。
- (1) 借入金額の最高限度
 - (2) 一組合員に対する貸付(手形の割引を含む。)又は一組合員のためにする債務保証の金額の最高限度
 - (3) その他理事会において必要と認める事項

(総会の議事録)

- 第42条 1.総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成するものとする。
- 2.前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。
- (1) 招集年月日
 - (2) 開催日時及び場所
 - (3) 理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法
 - (4) 組合員数及び出席者数並びにその出席方法
 - (5) 出席理事の氏名
 - (6) 出席監事の氏名
 - (7) 議長の氏名
 - (8) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
 - (9) 議事の経過の要領及びその結果(議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数)
 - (10) 監事が、総会において監事の選任、解任若しくは辞任について述べた意見又は総会において述べた監事の報酬等についての意見の内容の概要
 - (11) 監事が報告した会計に関する議案又は決算関係書類に関する調査の結果の内容の概要

(理事会の招集)

第 43 条 1. 理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長が事故又は欠員のときはあらかじめ理事会において定めた順位にしたがい副理事長が、理事長及び副理事長がともに事故又は欠員のときは専務理事が、理事長、副理事長及び専務理事がともに事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会において定めた順位にしたがい、常務理事が、理事長、副理事長、専務理事及び常務理事がともに事故又は欠員のときはあらかじめ理事会において定めた順位にしたがい、他の理事が招集する。
3. 理事は、必要があると認めるときは、いつでも、理事長に対し、理事会を招集すべきことを請求することができる。
4. 前項の請求をした理事は、同項の請求をした日から 5 日以内に、正当な理由がないのに理事長が理事会の招集の手続をしないときは、みずから理事会を招集することができる。

(理事会招集の手続)

第 44 条 理事会の招集は、会日の 7 日前までに日時及び場所を各理事に通知してするものとする。
但し、理事全員の同意があるときは、招集の手続を省略することができる。

(理事会の議事)

第 45 条 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

(理事会の書面議決)

第 46 条 理事はやむを得ない理由があるときは、あらかじめ通知のあった事項について、書面により理事会の議決に加わることができる。

(理事会の議決事項)

第 47 条 理事会は、法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) その他業務の執行に関する事項で理事会が必要と認める事項

(理事会の議長及び議事録)

第 48 条 1. 理事会においては、理事長がその議長となる。

2. 理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印するものとし、電磁的記録をもって作成した場合には、出席した理事及び監事は、これに電子署名を付するものとする。

3. 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 招集年月日
- (2) 開催日時及び場所
- (3) 理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法
- (4) 出席理事の氏名
- (5) 出席監事の氏名
- (6) 出席組合員の氏名
- (7) 議長の氏名
- (8) 決議事項に特別の利害関係を有する理事の氏名
- (9) 議事の経過の要領及びその結果（議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名）
- (10) 理事会の招集を請求し出席した組合員の意見の内容の概要
- (11) 本組合と取引をした理事の報告の内容の概要
- (12) その他（理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨）
 - ① 招集権者以外の理事による招集権者に対する理事会の招集請求を受けて招集されたものである場合
 - ② ①の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したものである場合
 - ③ 組合員の請求を受けて招集されたものである場合
 - ④ ③の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした組合員が招集したものである場合

4. 次の各号に掲げる場合の理事会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。

- (1) 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなした場合には、次に掲げる事項①理

事会の決議があったものとみなされた事項の内容

②①の事項の提案をした理事の氏名

③理事会の決議があったものとみなされた日

④議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

(2) 理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知し、当該事項を理事会へ報告することを要しないものとした場合には、次に掲げる事項

①理事会への報告を要しないものとされた事項の内容

②理事会への報告を要しないものとされた日

③議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

- 第 49 条 1.本組合は、その事業の執行に関し、理事会の諮問機関として委員会を置くことができる。
2. 委員会の種類、組織及び運営に関する事項は、規約で定める。

第 7 章 賛 助 会 員

(賛助会員)

- 第 50 条 1.本組合は、本組合の趣旨に賛同し、本組合の事業の円滑な実施に協力しようとする者を賛助会員とすることができる。ただし、賛助会員は、本組合において、法に定める組合員には該当しないものとする。
- 2.賛助会員について必要な事項は、規約で定める。

第 8 章 会 計

(事業年度)

- 第 51 条 本組合の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終るものとする。

(法定利益準備金)

- 第 52 条 1.本組合は、出資総額に相当する金額に達するまでは、毎事業年度の利益剰余金の 10 分の 1 以上を準備金として積み立てるものとする。
- 2.前項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、とりくずさない。

(資本準備金)

- 第 53 条 本組合は、減資差益(第 14 条ただし書の規定によって払いもどしをしない金額を含む。)は、資本準備金として積み立てるものとする。

(特別積立金)

- 第 54 条 本組合は、毎事業年度の利益剰余金の 10 分の 1 以上を特別積立金として積み立てるものとする。

(法定繰越金)

- 第 55 条 本組合は、第 7 条第 8 号の事業(教育情報事業)の費用に充てるため、毎事業年度の利益剰余金の 20 分の 1 以上を翌事業年度に繰り越すものとする。

(利益剰余金及び繰越金)

- 第 56 条 一事業年度における総益金に総損金及び繰越損益金を加減したものを利益剰余金とし、第 52 条の規定による法定利益準備金、第 54 条の規定による特別積立金及び前条の規定による繰越金を控除してなお剰余があるときは、総会の議決によりこれを組合員に配当し、又は翌事業年度に繰り越すものとする。

(利益剰余金の配当)

- 第 57 条 1.前条の配当は、総会の議決を経て、事業年度末における組合員の出資額もしくは組合員がその事業年度において組合の事業を利用した分量に応じて、又は事業年度末における組合員の出資額及び組合員がその事業年度において組合の事業を利用した分量に応じてするものとする。
- 2.事業年度末における組合員の出資額に応じてする配当は、年 1 割をこえないものとする。
- 3.配当金の計算については、第 23 条第 2 項(持分)の規定を準用する。

(損失金の処理)

- 第 58 条 損失金のでん補は、特別積立金、法定利益準備金、資本準備金の順序にしたがってするものとする。

(職員退職給与引当金)

- 第 59 条 本組合は、事業年度末毎に、職員退職給与引当金として、職員給与総額の 20 分の 1 以上を計上する。

附 則

1. 設立当時の役員の任期は、第 25 条の規定にかかわらず、第 1 回通常総会の日
までとする。
2. 第 51 条の規定にかかわらず、初年度にかぎり組合成立の日より昭和 50 年 3 月
31 日までをもって一事業年度とする。